

## 今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例と閲覧、守秘義務等の規定との関係

種類	行政記録情報名 (根拠法)	閲覧、守秘義務等の規定がある場合の法条項	保有機関名	活用先の 統計調査名	活用形態	活用した場合の効果	活用当たりの課題
閲覧可能な行政記録情報	住民基本台帳 (住民基本台帳法第37条の2)	住民基本台帳法11条(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	市区町村(所管:総務省自治行政局市町村課)	住民基本台帳人口移動報告(総務省)	行政記録情報から統計作成	現行の統計に加え、年齢別、市区町村別人口移動数の統計の作成が可能	現行の月別データに加え、新たに転入者の年齢及び従前の住所地に係るデータの提供を受けて、年齢別、市区町村別人口移動数の統計の作成を可能とするにあたり、住民基本台帳ネットワークシステムの活用の拡大について、国民のコンセンサスが得られる状況にない。また、ネットワーク未活用市区町においては、住基ネットへ接続し、データの提供を受ける必要がある。
	有価証券報告書データ (金融商品取引法)	金融商品取引法第25条(有価証券届出書等の公衆縦覧)	金融庁	法人企業統計調査(財務省)	調査統計結果と合わせ統計作成	調査対象法人のうち、有価証券報告書提出法人について、調査票記入負担の軽減	データを取り込むためのシステム改修が必要
	漁船登録データ (漁船法第10条)	漁船法第二十一条(何人でも、都道府県知事に対し、漁船の登録の謄本の交付を請求することができる。)、第二十三条 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、漁船原簿の副本を提出させ、及び登録に関する統計その他登録に関し必要な報告を求めることができる。(漁船原簿の副本の提出等)	都道府県	漁業センサス(農林水産省)	調査統計結果と合わせ統計作成	調査対象者の記入負担の軽減	各都道府県が独自に電子化を行っており、データ形式等が不統一。漁船登録データと漁業センサスの調査客体名簿とのマッチングに当たっては、ファイル変換業務等の作業等が必要。登録者の氏名、住所と、調査客体名簿の「経営体」(個人、会社、共同経営等)、住所でマッチングするため、個人、会社、組合、共同経営毎に漁船について、照合の可能性等の検証が必要
個別法で目的外利用や守秘義務が規定されていない行政記録情報	保険関係成立届 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2)	- なし -	厚生労働省(労働基準局)	経済センサス(総務省)	事業所母集団情報の捕捉	登記簿情報だけでは把握できない個人経営の事業所に関する最新の名簿情報を得ることが可能	「事業所」、「従業者」等の定義が異なっていることから、把握すべき対象が必ずしも完全には一致しないこと
	雇用保険適用事業所設置及び廃止届 (雇用保険法施行規則141条)	- なし -	厚生労働省(職業安定局)	経済センサス(総務省)	事業所母集団情報の捕捉	登記簿情報だけでは把握できない個人経営の事業所に関する最新の名簿情報を得ることが可能	「事業所」、「従業者」等の定義が異なっていることから、把握すべき対象が必ずしも完全には一致しない
個別法で守秘義務が規定されている行政記録情報	固定資産課税台帳 (地方税法第382条の2)	地方税法第三百八十二条の二(納税義務者等の固定資産課税台帳の閲覧) 地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)	市区町村	法人土地基本調査(国土交通省)	調査統計結果と合わせ統計作成	調査項目のうち、固定資産課税台帳の記載項目については、調査客体での記入が不要	調査客体の閲覧の許諾と委任状が市町村毎に必要な。課税台帳の閲覧ができる者は、納税義務者本人、同居の家族、納税管理人、借地人、借家人、代理人となっており、代理人の場合には委任状が必要(各市町村条例)。 固定資産課税台帳のフォーマットが非統一 固定資産課税台帳のフォーマットが非統一 各市町村の窓口のみデータ入手、入手に費用が必要 非課税となっている宗教法人等は記載がなく、別途調査が必要 土地・建物共有の場合、筆頭でなければ記載されない場合があり
	法人税法等により申告が義務づけられているデータ	法人税法第163条、所得税法第243条等(守秘義務)	国税庁長官官房企画課	経済センサス(総務省)	行政記録情報から統計作成 調査統計結果と合わせ統計作成 事業所母集団情報の捕捉	単独事業所企業など一部の企業については経済センサスによる調査が不要となる可能性があるほか、経済センサスの調査事項を削減することにより、大幅に国民負担を軽減することが可能になると期待 個人経営の事業所に関する最新の名簿情報を得ることが可能。また、登記簿上の所在地と実在の所在地が異なる場合に、実在の所在地情報を得ることにより、より精緻な事業所母集団情報を構築することが可能	売上高等の有用な情報が電子化されていない可能性があること 支所を持つ企業等については経済センサスの把握対象である事業所単位の情報が得られないこと 実在の所在地が登記上の所在地と異なる場合、それがデータに反映されるのが1年程度遅れる可能性があること
	法人税法等により申告が義務づけられているデータ	法人税法第163条、所得税法第243条等(守秘義務)	国税庁長官官房企画課	経済産業省所管統計(検討中)(経済産業省)	調査統計結果と合わせ統計作成	小規模企業の負担軽減 調査のコストの軽減 補正率の向上の可能性	税務情報は企業単位であるため、事業所毎や地域表章の統計の作成等において利用に制限